

「令和2年国勢調査宮崎県広報業務委託」募集要領

1 業務目的

5年ごとに実施される国勢調査は国の実施する中でも最重要と位置づけられる統計調査であり、今回調査は1920年の第1回調査からちょうど100年目という節目である。国内に在住するすべての人・世帯が回答義務者であり、その調査結果は多くの法令や施策、学術研究や市場分析に広く活用され、社会経済の発展を支える情報基盤となる。

国勢調査の円滑かつ正確な実施のためには、本県の実情を鑑み効果的な広報を展開する必要がある。そうした情報発信について豊富なノウハウを有する民間事業者の企画提案による広報を実施することにより、広く県民の理解を得て、回答意欲を促すことを目的とする。

2 業務概要

- (1) 名 称 令和2年国勢調査宮崎県広報業務委託
- (2) 業務内容 別添「令和2年国勢調査宮崎県広報業務委託に係る企画提案仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和2年11月頃までを予定
- (4) 委託上限額 金9,350千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募資格

本企画提案参加者は、次に掲げる資格の要件の全てを満たしている者とする。

- (1) 宮崎県競争入札参加資格者名簿に登録された「(役務)主な営業種目」が「広告代理」の者、又は、過去5年以内にこの委託業務と同種、同規模以上の業務の実績を有する者
- (2) 県内に主たる事業所(本社、本店)又は支社、支店を有する者
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと、又は、暴力団若しくは暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいい、暴力団の構成団体構成員を含む。)の統制下にある法人ではない者
- (6) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受託業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (7) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当以上の受託実績を有する者
- (8) 県税に未納がない者

4 委託料の支払

委託業務完了後の精算払い

5 委託契約書（案）

別添のとおり

6 契約の手順

(1) 契約候補者選定方法

ア 本企画提案への参加申込があった者より企画提案書の提出を受け、プレゼンテーション審査会を経て県において内容審査を行った上で、総合的に最も優れた内容であると認めた1者を契約候補者として選定する。

イ 契約については選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするのではなく、県と契約候補者は委託業務内容及び委託金額について協議を行い、合意に達した場合、委託契約を締結する。

ウ 協議が不調となった場合や、契約候補者が理由なく指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは決定を取り消し、次点の者を契約候補者とし、契約に向けた協議を行う。

(2) 契約の締結に当たっては、地方自治法や宮崎県財務規則をはじめとする諸規定が適用される。

7 事前説明会

事前説明会は行わない。質問事項は9により対応する。

8 企画提案の参加申込

本企画提案に参加を希望する者は、「企画提案参加申込書」（別紙1）及び「委託業務履行証明書」（別紙2）を令和2年5月29日（金）午後5時までに、持参又は送付（送付に当たっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお、送付の場合であっても、5月29日（金）午後5時必着とする。）にて提出すること。参加申込後、都合により辞退する場合には辞退届（別紙3）を提出すること。

9 質問受付及び回答

本業務に関する質問について、「質問書」（別紙4）の提出を次のとおり受け付ける。

(1) 質問受付期限 令和2年5月29日（金）

(2) 質問提出方法 電子メール又は持参

ア 電子メールで提出する場合は、件名を「令和2年国勢調査 宮崎県広報業務委託に関する質問」とすること。

イ 軽微な内容を除き、電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。

(3) 回答 原則として、質問受付日の翌日から起算して3日以内に（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）県ホームページ上で回答するものとする。

10 企画提案書等の提出

本企画提案の参加申込者は、次のとおり企画提案書等を提出する。

(1) 提出物と提出部数について

ア 「企画提案書等提出書」（別紙5）【1部】

イ 「企画提案書」【原本1部、コピー9部】

- ・ 提案は1者1案とする。
- ・ 企画提案書の様式は任意とするが、サイズはA4版とし、両面印刷を原則（一部にA3用紙を折り込み、挿入してもよい。）とする。また、レーン式クリアフォルダなどを使用せず、ダブルクリップやホチキス止めの簡易なものとする。
- ・ 企画提案書は、別紙「令和2年国勢調査宮崎県広報業務委託に係る企画提案仕様書」を基に作成すること。また、「全体のスケジュール」、「実施体制」についても示すこと。

ウ 「見積書」【原本1部、コピー9部】

- ・ 宛先は「宮崎県知事 河野 俊嗣」とし、応募者の「代表者印」を押印すること。
- ・ 見積金額は、当該委託業務に要する全ての費用（消費税及び地方消費税を含む。）を計上すること。
- ・ 一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式（各項目の単価が判断できる内容）とすること。

(2) 提出方法について

令和2年6月18日（木）午後5時までに、持参又は送付（送付に当たっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお、送付の場合であっても、令和2年6月18日（木）午後5時必着とする。）にて提出すること。

11 プレゼンテーション審査会の開催

プレゼンテーション審査会を次のとおり開催し、企画提案書及び見積書について、各参加者のプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 日 時 令和2年6月25日（木） 13時30分から

(2) 場 所 宮崎県企業局県電ホール

(3) 審査員 統計調査課7名（課長、課長補佐、企画分析担当主幹、生活統計担当主幹、産業統計担当主幹、広報担当職員2名）及び秘書広報課広報戦略室1名（報道・メディア戦略担当主幹）

(4) 審査方法 企画提案審査会のプレゼンテーション及びヒアリングの内容について、審査員が「企画提案評価基準」（別紙6）により採点し、総合評価点が最も高い参加者を、契約候補者とする。

(5) その他

ア 各参加者の開始時間については、令和2年6月19日（金）までに通知する。

イ 各参加者のプレゼンテーションは15分以内、ヒアリングは10分以内とする。

ウ 説明は、提出された企画提案書及び見積書に沿って行うこと。プロジェクターの使用を希望する場合は事前に申し出ること。

エ 参加者が5者以上の場合、企画提案審査会前に、提出された企画提案書及び見積書で「企画提案評価基準」（別紙6）により、審査員が書面審査（採点）を行う。この事前書面審査で総合評価点上位の5者が、審査会に参加できることとする。事前書面審査を行う必要がある場合は、事前書面審査の結果など、各参加者へ個別に連絡する。

オ 総合評価点が最も高い参加者が複数いる場合は、見積書の金額が最も安価な者を、契約候補者とする。なお、見積書の金額も同額の場合については、当該参加者は、当初提出した見積書の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を、契約候補者とする。

カ 参加者が1者の時は、あらかじめ設定した評価点を上回った場合、当該参加者を契約候補者とする。

12 選定結果の通知

契約候補者が決定した時は、全企画提案全参加者に対し、書面により選定結果を通知する。ただし、順位や採点結果を通知するものではない。

13 特記事項

- (1) 次のいずれかに該当する者は、失格とする。
 - ア 本実施要領3の参加資格を満たさなくなった場合
 - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 複数の企画提案書を提出した場合
 - エ 本実施要領に示した書類の作成及び提出に関する条件に違反した場合
 - オ 見積書の金額が本実施要領2(4)の委託上限額を超える場合
 - カ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - キ 審査員や統計調査課職員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
 - ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (2) 本業務の企画提案や契約に要する一切の費用については、参加者が負担する。
- (3) 参加者から提出された書類は返却しない。なお、宮崎県は、提出された書類について、本企画提案以外の目的で参加者に無断で使用しない。
- (4) 本企画提案の参加により、宮崎県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (5) 審査経緯についての問合せは、回答しない。
- (6) 提案された企画提案は、協議の上、変更する場合がある。
- (7) 本業務の成果等や成果物の著作権は、宮崎県に属する。
- (8) 本企画提案における書類の提出先については、本募集要領14のとおり。

14 書類提出及び問合せ先

担当者	宮崎県総合政策部統計調査課 河野、吉尾
住所	〒880-8501 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号
電話	0985-32-4451
FAX	0985-29-0534
電子メール	miyazakitokei@pref.miyazaki.lg.jp